総務常任委員会

平成17年8月23日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎嶋田 善行○木澤 正男松田 正森河 昌之坂口 徹

欠席委員 西谷 剛周

2. 理事者出席者

小城 利重 芳村 町 長 助 役 是 栗本 裕美 入 役 中野 教 育 長 収 秀樹 総務部長 植村 哲男 総務課長 西本 喜一 総務課参事 同課長補佐 吉田 昌敬 黒﨑 益範 同課長補佐 加藤 惠三 企画財政課長 藤原 伸宏 同課長補佐 企画財政課参事 野口 英治 山﨑 篤 同課長補佐 西巻 昭男 税務課長 植嶋 滋継 同課長補佐 清水 修一 教委総務課長 野﨑 一也 同課長補佐 吉村 三郎 生涯学習課長 阪野 輝男 同課長補佐 同 技 山﨑善善之 師 平田 政彦 監査書記 技 荒木 浩司 同 師 佐藤 滋生

3. 会議の書記

議会事務局長 浦口 隆 同 係 長 猪川 恭弘

4. 審查事項

別紙の通り

委員長

開会(午前9時00分)

署名委員 木澤委員、松田委員

委員長

おはようございます。

西谷委員からは欠席の連絡を受けております。ただいまより、総務 常任委員会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

はじめに、町長の挨拶をお受けいたします。小城町長

(町長挨拶)

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、木澤委員、松田委員、のお二人を指名いたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに、継続審査の斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて、を議題といたしますが、2. その他の審査事項の④史跡中宮寺跡の用地の取得についての案件が関連いたしますので、合わせて説明を求めたいと思いますがご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議がないということでありますので、史跡中宮寺跡の用地の取得について、理事者から合わせて説明を求めることと致します。阪野生涯学習課長。

生涯学習

課長

おはようございます。それでは、斑鳩町における歴史的史跡等の発 掘調査・整備保存に関することについて、ご報告申し上げます。

まず、一つ目でございますが、史跡藤ノ木古墳の整備に関することに ついて、この件につきましては、前回の委員会では、今後の史跡整備 にかかる費用面を含めた整備計画についての説明と、次回の整備検討 委員会の開催についてご報告申し上げました。6月20日には整備基 本設計書の策定に向けました、石室整備における細部検討を目的とし ました検討委員会を開催し、墳丘及び石室に関しまして、おおよその 検討が終了いたしましたことから、現在、基本設計書の作成を進めて いる状況でございます。また、ガイダンス施設につきましては、藤ノ 木古墳周辺の既存施設を活用する方向で、現在関係機関との協議・検 討を進めているところでございます。なお、史跡藤ノ木古墳整備検討 委員会の委員で、東京文化財研究所の内田昭人氏におかれましては、 平成17年8月16日にご逝去されました。故内田先生には、これま で、藤ノ木古墳の石室の保存整備に伴う、石室動態調査の中心的指導 をしていただいておりました。整備事業完了前のご逝去は、大変残念 なことであり、今後の調査方法等、再構築する必要がございますが、 今後の調査の方向性や、委員の後任等につきましては、整備検討委員 会委員長ともご相談しながら、検討してまいりたいと考えております。 以上、簡単ではございますが、史跡藤ノ木古墳の整備に関すること についてのご報告といたします。よろしくお願い申し上げます。

続きまして、史跡中宮寺跡の整備に関することについて、ご報告申 し上げます。合わせまして、その他の審査事項、④の史跡中宮寺跡の 用地の取得につきましても、ご説明申し上げますので、よろしくお願 いいたしたいと思います。

前回の委員会におきましては、藤ノ木古墳と同様、今後の整備計画についてご説明させていただいたところでございます。今年度につきましては、平成15年度から実施しております公有化の最終年度にあたり、これまで地権者に対して、公有化の交渉を行ってきたところでございます。今年度は、土地開発公社用地を含め地権者5名、10筆、9,762平方メートルが対象となっておりまして、買収金額は3億2,556万4,403円でございます。資料1として添付いたしております裏面の地図でございますが、ピンクで着色している部分でございます。前回の委員会でもご報告させていただいているとおり、残

る1名の方については、納税猶予の手続きを受けられていることから、 その満了年であります平成18年に買上げを実施する予定であり、今 回、地権者との交渉もまとまってきたことから、用地の取得について、 9月定例議会に議案として上程させていただきますのでよろしくご配 慮のほどお願いいたしたいと思います。

以上で、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査・整備保存に関する事についての報告を終ります。よろしくお願い申し上げます。

委員長

説明が終りましたので、質疑、意見があれば、お受けいたします。

松田委員

中宮寺のお寺の関係はどうなったんですか?

生涯学習 課長

その後、中宮寺さんとお話を進めて参りまして、17年度、今年度 中、今回の契約の中に、買収の予定という事で入れさせていただいて おります。

松田委員

了解してもらっているのか。

生涯学習

はい。了解していただいております。

課長

委員長

他にございませんか。

ないようですので、これをもって、質疑を終結いたします。

本件については、説明を受け一定の審査を行ったということで終わります。

委員長

次に、その他の審査事項として、9月町議会定例会の付議予定議案 について、あらかじめ説明を受けることにいたします。

はじめに、①斑鳩町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例について、理事者の説明を求めます。西本総務課長。

総務課長

それでは、9月町議会定例会の付議予定議案の①、斑鳩町人事行政 の運営等の状況の公表に関する条例について、でございます。お手元 の方、資料2で、その条例(案)を提出させていただいておりますの で、ご覧いただきたいと存じます。

この条例につきましては、地方公務員法の一部改正によりまして、 人事行政運営の公平性、透明性を高める観点から、平成17年度から 前年度の、いわゆる平成16年度の、地方公共団体の職員の任用、給 与、服務及び勤務条件などの人事行政の運営状況について、各任命権 者及び公平委員会は、地方公共団体の長に対し報告をしなければなら ないとされ、また、地方公共団体の長は、その報告をもとに、条例で 定めるところにより、公表をすることが義務付けられました。

そのため、本条例を制定するものでありますが、すでに、当町では、 地方公共団体における給与、定員管理等の公表につきましては、総務 省からの通知に基づき、今日まで公表をしてきているところでありま す。

今回の地方公務員法の一部改正に伴い、さらに、公表してきたものに追加する形で職員の勤務時間、その他の勤務状況、分限、懲戒、研修、勤務評定、福利などの状況の公表を追加して、本町の人事行政の運営等の状況全般の公表をおこなおうとするものでありまして、地方公務員法第58条の2第3項に基づき、その公表に関して、本条例を制定して、必要な事項を定めるものであります。では、条例(案)をご覧いただきたいと存じます。条例の内容についてでございますが、第1条関係では、本条例の趣旨についてであります。第2条関係では、任命権者から町長への人事行政の運営の状況の報告時期を規定しており、毎年9月末日と定めております。第3条では、任命権者から町長へ報告すべき事項を定めております。具体的には、(1)職員の任免及び職員数に関する状況、(2)職員の給与の状況、(3)職員の勤務時間その他の勤務条件の状況、(4)職員の分限及び懲戒の状況、

(5)職員の服務の状況、(6)職員の研修及び勤務成績の評定の状況、(7)職員の福祉及び利益の保護の状況、(8)その他町長が必

要と認める事項、その8項目でございます。

第4条では、公平委員会から町長への業務状況の報告の時期で、第 2条と同様に毎年9月末までとしております。

裏面にまいりまして、第5条では、公平委員会から町長へ報告すべき事項を定めており、具体的には、(1)勤務条件に関する措置の要求の状況、(2)不利益処分に関する不服申立ての状況、(3)職員の苦情処理の状況、の3項目であります。

次に、第6条では、公表の時期でありまして、任命権者及び公平委員会から報告を受けた事項の概要を取りまとめ、その概要を町長が翌年3月末までに公表する旨を規定しております。

第7条では、町長が公表する方法を定めております。公表する方法 についてでありますが、(1)斑鳩町公告式条例に定める掲示場に掲 示する方法、(2)町の広報紙及びホームページに掲載する方法、で あります。

第8条は、この条例の施行に関し必要な事項は町長が定める旨の委任規定であります。施行期日につきましては、本条例案の議決後、公布、施行させていただくものであります。

以上、簡単ではございますが、斑鳩町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例についての説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けい たします。

松田委員 始まる前にもちょっとお聞きをしてるんですけれども、2条の任命 権者についての定義を教えてほしいという事と、毎年9月末に報告と いう事を言っているのは、なぜなのか、という事ですね。特に9月の 関係については、任命権者が9月末までに町長に報告するという事と、 それから4条にいう、公平委員会の、9月末という事と同時期になる わけなんですけれども、この関係についての取り扱いについては、ど

ういう風になっているのか、という事と、現在ですね、公平委員会の 開催はどういう格好になっているのか、という事を合わせてちょっと 説明しといてくれませんか。

総務課長

まず、任命権者でございますが、斑鳩町の職員の定数条例にもございますように、議会、それから町長部局、それから農業委員会、教育委員会という風にそれぞれ部局が分かれております。その部局ごとに任命権者がおりまして、その任命権者から、この報告事項の中で、一部勤務状況等については、任命権者の権限もございまして、そういった中で、任命権者それぞれから、町長にご報告をいただくというような形をとっているところでございます。

それから、なぜ9月末に報告を、という事でございますが、給与の 関係もございますので、決算の目途がついた時点で、9月末という風 に定めさせていただきました。

それから、公平委員会の開催の状況でございますが、例年5月、もしくは6月の上旬に、公平委員会を開催してきております。その内容につきましては、職員団体からの登録事項の記載の変更の審査事項があるからでございます。また、公平委員会連合会、県の公平委員会連合会の研修もその時期でございますので、合わせて公平委員会を開催をしているのが、現状でございます。

公平委員会の報告事項でございますが、1号から3号までございますが、1号、2号につきましては、今現在、そういった状況は発生しておらない、また公平委員会でもご審議をいただいてない状況でございます。3号の職員の苦情処理の状況につきましては、この5月の公平委員会で、新しく公平委員会規則を制定いたしまして、職員の苦情処理について、規則を定めたのに伴い、また、これにつきましては、地方公務員法の改正によりまして、新たに公平委員会での職務として、職員の苦情処理にあたること、という風に、追加された経緯もございまして、この5月に職員の苦情処理に公平委員会が携わるという事で規則改正もしたところです。以上、公平委員会の開催の状況でござい

ます。

松田委員

特に任命権者の関係なんですけどね、今の説明を聞くと、各部局、 定めてますね、部局ごとの任命権者を指してるようにも思うんですけ どね、どうもここの場合の任命権者については、何かまだはっきりし ないように思うんですよね。町長部局、教育委員会部局、農業委員会、 あるいは議会事務局、ところが、すべて部局は定めているんですけど、 任命権者は町長にあってですね、あと、それぞれの担当の関係になっ てくると、事実上、各部局決めてるように思うんですけどね、どうも この辺が、すっきり、任命権者という言い方では、すっきりしないよ うに思うんですけど、これで、問題ないのかな。

総務課長

任命権者という言葉につきましては、地方公務員法でも使われておりますけども、参考例を見てみますと、やはり、そういう言葉を使っているという事でございます。人事部門の中では、そういう、部局の長を指すという事で定義されているというように、一般的に解釈をされていると、考えております。

松田委員

これは、用語の関係ははっきりしてるのかな。任命権者というものについての用語はどうなっているのか。慣例であるとか、どうだこうだというよりも、きちっと、誤解のないようにしようと思うと、任命権者と公平委員会の関係というのは、極めて微妙な関係になってくると思うんで、色々、苦情その他の関係あったにしても、任命権者が処置をする事で、公平委員会が苦情があった時に妥当かどうか、という事を審議する、という事になってくると、性格的には、色々関って、なんか複雑な関係になるように思うんですけどね、そういう意味からいくと、この任命権者というのは、ただ単に部局の長を言うという事になっているのかどうか、そうであれば分かるんですけど、今の説明を聞くと、ちょっとこの面では違うような気がするんですよ。二通り、任命権者という理解の仕方というのは、こういう条例関係について、

出てくるのかどうかという疑問があるんですけどね、ちょっと分からんのですけど。

総務課長

この条例につきましては、地方公務員法を受けての条例ということで、地方公務員法の第6条にその任命権者の定義が規定されております。そういった事で、その地方公務員法の第6条の任命権者を、この条例で適用しているという事で、任命権者の朗読をさせていただきます。

(条文朗読)

総務課長

このように定義付けられております。

委員長

よろしいですか。

総務部長

当町の現状といたしましては、主として町長部局が主体性を持っておりまして、協議する中で、誰をどうするという話の中でやってきた経緯がありますので、その辺りで紛らわしさが残っておるかと思いますが、そういった話の中で最終的にはそれぞれ決裁をする者としての任命権者ということを、それぞれ、議会の場合でしたら議長、教育委員会の場合は教育委員長若しくは教育長がというような形でなっておりますので、斑鳩町の場合は先ほど申し上げましたように、町側の方で主体性を持ちながら、それぞれの関係と協議しながら進めてきておるという関係でありますので、そういった紛らわしさがあるだろうということでございますので、法令的にいえば任命権者はそれぞれの機関の長という事になっておりますんで、よろしくお願い申し上げます。

松田委員

もうちょっと聞かせてほしいんやけど、町長はそうすると任命権者 ではないんですか。 総務課長

町長部局の任命権者という事になっております。

松田委員

そうしたら、各部局に職員を置くという関係については町長が指名 するんじゃないんですか。任命するんじゃないんですか。

総務課長

人事異動等での職員の配置につきましては、それぞれ部局間でまず協議を行い、その中で町長部局に与えられた職員については、どこの課に配属するというのは任命権者がそれぞれ決めると。ただ、町長部局から教育委員会へ職員を配置する場合にはそれぞれ任命権者の教育委員会と町長との協議を行ない、その中で教育委員会に出向させた職員については教育委員会の方で、どこの課に配置する、どこの係に配置するというような事を決めていく。それが任命権者になる訳でございます。

松田委員

ルールとして決まっている事と、実際の運用の関係からいくと、そ うなっているのかどうかという風に思うんです。例えて、理由になる のかどうか分かりませんが、議会です。議会の関係の職員の任命権者 というのは担当はそれぞれ決めるのは議長が決めるという風になって いるけれど、派遣と云々というは町長が決められるんですよね。町長 と議長とが相談をして決めているという事になっているんかね、果た して。僕は必ずしもそうなってないと思うんですわ。そうなってくる と、今までの説明と若干違うしですね、実際の運用は違うと。実際の 運用というのは公平にしようとする、公表して行くという関係の条例 の趣旨は賛成なんです。分かるんです。ところが任命権者という言い 方にしてみるとね、極めて曖昧であると、事によっては町長が責任追 求される場合もあるし、事によっては部長になる。という関係があっ て、任命権者という言い方についてはね、なんかこう、すっきりした 感じにならないんですけどね。その辺はここで決めようとする関係で なってくると任命権者という言い方しかないんですか、これ。はっき り言って、今後、どこかで任命権者という関係の定義についてね、す

るならすると。ただ、地方公務員法で言っているから、その地方公務 員法に基づいて処置をしている訳でしょうけど、任用と実際の関係ね。 運用上はそういう風に言っていると建前上の説明はするんですけど、 そういう風になってないものが非常に多い訳ですよね。そういう面に ついて一体、この関係についてはどうするのかという事と、例えば、 職員から苦情があった時云々というのは、公平委員会に掛けて云々と いう事ですよね、今まであまり例がないんですけど。形式的に年に1 回、委員会やろうというような形になっていると思うんですよ。今度 はまた任務がひとつ負荷された形になるんだと思うんですけどね。そ ういう面からいってみると、任命権者が町長に言うし、同じような時 期に町長に公平委員会も言う。僕はこの関係については、時期は同じ であるし、他方、だぶってね。形式的には同じようにしているけども、 形式的だという風に思われて、この本旨でいう関係の公平な人事の、 公平性、いろいろ職場でも問題になっている所もありますけども、そ ういう関係も、もっと透明性を図ろうという事だと思うんですが、ど うもこの時期から見て、必ずしも同じ時期が妥当なのかどうかという 風に思いますし、例えば、任命権者が9月末に報告しますね、で、報 告受けて公平委員会であるではなしに、同時に進行するようになりま すよね。同じ形のものが出てくるのと違うかなという風に思われるん ですよね。一方町長、どっちも町長に言う訳です。任命権者が言う関 係、そして公平委員会が言う、どっちも同じ事を言って、同じように 町長に言う訳や。しかもそれは時期が一緒であるという事になって、 受け手という事ではない訳や。ところが、任命権者の関係について、 元を正せば町長が任命権者であるはずなんや。いう疑問が出てくるん ですよね。どうもそう思われて仕方がない。だからこれを見たときに、 部局長ではないわけですよね、しかし運用面でいくと部局長のような 感じがするし、これは恐らく事務的に処理をしていくとなったら、部 局が出すんやと思いますわ。そして、それを町長に出す。果たしてそ ういうシステムが合理的なんかなというとね、思うんですけど。おか しいのかな。

総務課長

先ほどもちょっと申しましたが、それぞれ任命権者の中で決定される事項が公表される項目の中にもございます。職員の休暇の関係、休職の関係、また分限懲戒の関係、こういった権限は任命権者が有している部分がございますので、そういった中で任命権者がその前年度の人事に係る処分等を行なっていると、その報告を新たに1年間まとめて町長の方に受けるというような形を採らせていただいて、そのまとめたものを公表すると。そういう形で報告を受けたいと、このように思っております。そういった形で任命権者という言葉を使わせていただいておりますので、その点、ご理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

松田委員

どうもこの、取扱いがすっきりしないように思うんですけどね。教育委員会なんかは担当する教育長もいて、一応分からん訳ではないんですが、例えば、農業委員会なんかの場合になりますと、どうなるのかね。農業委員会の事務局の関係というのはほとんど兼務発令ですよね。そういう事での派遣の関係も町長がやる。決めている訳ですわな。任命権者として。担当部局の担当という関係になってくると、業務かな、事業の部長ではない訳ですよね、農業委員会の関係では。所管は。ところが、農業委員会の会長ですか。会長が事務長であるとか、事務担当者であるとか、何とかというものを決めているという事になるんですか。丁度、形式的には議会と一緒ですわな。形式的には。ところが、そんなんはちゃんとした報告をしていけるようになるんかな。ちょっと、疑問があるんですよね。

総務課長

現在、報告の形として考えておりますのは、例えば、職員の年次有 給休暇の例を挙げてみましても、それぞれ有給休暇を付与するのは任 命権者が付与しますので、議会では職員3名の年次有給休暇を何日取 ったかということを、まず町長に報告いただく。教育委員会でも同じ ように、休暇の決定は任命権者が行なっておられますので、その中で

1年間の休暇の日数を何日取ったかという事を町長に報告されます。 農業委員会も同じように、そういった形でそれぞれ任命権者から報告 を受けたものを町長がまとめて、一括して、斑鳩町の職員の全体の年 次有給休暇の取得状況を報告していくと、このような形になってこよ うかと思います。そのための報告ということで、形式的にはなろうか と思いますが、ひとつ年次有給休暇の報告を捉えても、そういう形に なっていく。あと、分限懲戒についても任命権者がそういった処分を 1年間のうちに行なったという場合には、それぞれの件数等を町長に 報告を受けて、それをまとめたものを報告していくと、こういった形 を取らせていただきたいと考えているところでございます。

委員長

法的な用語として任命権者以外に適当な言葉というのは、結局、使 われてないということなんですかね。

総務課長 先ほど申しましたように、地方公務員法に定義付けされておりまし て、この条例も地方公務員法第58条の2を受けての条例でございま すので、やはりそういう上位法の言葉を使うのが好ましいと。また、 この条例の、先ほど申しましたが、形での報告でございますので、理 解を得やすいのかなと考えているところでございます。

松田委員

じゃあ、今職員の関係というのは、公表の関係はですね、いかるが 広報なんかでされてますよね。あの形がこれによって変わる内容とい うのはひとつもありませんね。同じ事ですよね。違います。

総務課長

今まで、1月広報で公表している形に、さらにこの条例から言いま すと、第3条の3号、4号、5号、6号、7号、この関係が新たに追 加されてまいります。1号、2号につきましては今日まで公表をさせ ていただいております。ただ、項目ごとの内容はボリューム的にはあ まり多くはないというように、今のところ、考えているところでござ います。

松田委員

言われている、その法令の関係というのは、任命権者はそういう事 を言ってないという事ですけど、その分は公平委員会が言うという事 になるんですか。そうしたら、町長、公平委員会の報告を受けて、公 表するという事になるはずなんですよね。ところがこれは、報告をせ よということであって、報告事項の関係というのは、そうですよね、 やはり公平委員会の報告事項というのは、1、2、3になりますね。 ほんと言うたら、これがあったら公平委員会はやらんならんのですか ら、当然に報告して、公平委員会の規則の関係入っているでしょ。(「は い」との声)ただ、公表の義務だけのことを言うのかなという風に思 うんですけども、あまりにもこういう関係というのは、国が言うてき たからという事でね、すぐに、ぱあと当てはめてるような形している けれど、何かこう、簡素化するというよりも、だぶっていく関係の面、 あるいは充実強化をするというよりも、むしろ、重複するという関係 の規則制定とかという事に拘っていく関係がするんですけど、そうい う事じゃありません。いわゆる事務の煩雑化というのかな、この関係 というのは一般にあまり関係ないし、公表するから関係あるんやけど も、事務分野が増えるだけのことですよね。手続き上の問題、決めて おくというか。あまり変わった事ではない訳なんです。体裁だけ整え るという形になっているだけと思うんやけど、それは自分の感覚で申 し上げている事なんですけど、どうも、内容的にはっきりしないもの があり過ぎるような感じがするんですけどね。私はこれぐらいでおい ておきます。

委員長

他にございませんか。

(なし)

委員長

ないようですので、次に、②斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の 一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。西本課長。 総務課長

それではその他の審査事項、二つ目、斑鳩町消防団員等公務災害補 償条例の一部を改正する条例についてでございます。お手もとの方に、 資料3として条例改正案を付けさせていただいておりますので、ご覧 いただきたいと思います。

まず、資料3の3枚目でございますが、要旨をつけてございますので朗読をさせていただきます。

(要旨朗読)

総務課長

具体的には、2枚目の新旧対象表をご覧いただきたいと存じます。

当条例の第1条関係でありますが、新旧対象表の中段右側の旧欄ですが、水防法において、水防に従事したものに対する災害補償規定であります「第34条」が水防法の改正により「第45条」に、当条例の第2条関係、新旧対照表の裏面の、上から5段目になりますが、居住者の水防義務規定であります「第17条」が水防法の改正により「第24条」に改正されましたことから、当条例における引用条文の改正を行うものであります。

水防法の17条、34条の内容につきましては変わっておりません。 以上でございますが、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上 げます。

委員長

説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けい たします。

(質疑なし)

委員長

次に、③平成17年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)について 理事者の説明を求めます。藤原企画財政課長。 企画財政 課長 それでは、9月議会に提案を予定しております平成17年度斑鳩町 一般会計補正予算(第4号)につきましてご説明申し上げます。資料 4をご覧頂きたいと思います。

まず、歳入からご説明をさせていただきます。表の一番下、計欄の右側をご覧いただきたいと思います。既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,732万9,000円を増額いたしまして、歳入歳出それぞれ87億9,613万3,000円とするものであります。補正の主な内容といたしましては、まず第9款地方特例交付金で、平成17年度交付額の決定により266万4,000円の減額補正をお願いするものであります。また、第10款地方交付税におきましても、平成17年度普通交付税の交付額の決定により4,262万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第14款国庫支出金ですが、介護保険制度が改正されたことから、介護システム改修補助として民生費国庫補助金53万8,00 0円の追加補正をお願いするものでございます。

第15款県支出金では、今年2月に実施された農林業センサスの集計結果の検討を実施することになり、総務費県委託金3万5,000 円の追加補正をお願いするものであります。

次に、第19款繰越金では、平成16年度決算にともない1億1, 510万4,000円の増額補正を行うものでございます。

第21款町債では、臨時財政対策債では、発行可能額の確定により 710万円の減額、減税補てん債におきましても発行可能額の確定に より120万円の減額補正をお願いするものでございます。なお、こ れにつきましては、地方債補正のところで限度額の補正を合わせてお 願いするものでございます。

続きまして裏面をご覧いただきたいと思います。歳出予算の補正で ございます。

第2款総務費では、財産管理費におきまして、繰越金を原資に後年度の財政負担に備えるため、5,000万円を財政調整基金に積立てるための増額補正をお願いするものでございます。

また、指定統計調査費では、先ほど申し上げました農林業センサスの集計結果検討に要する事務費としていたしまして、3万1,000 円の追加補正をお願いするものでございます。

次に、第3款民生費では、社会福祉総務費で、国民健康保険事業特別会計の補正にともないまして繰出金376万3,000円の減額補正を行なうものでございます。これは、奈良県の福祉医療制度の改正にともないまして、福祉医療波及分に係る県補助金が減額となりましたことから、同額を増やして支出をしておる訳でございますが、その繰出金について同じように減額をしていくものでございます。また、障害福祉費では、平成16年度において受入れました身体障害者保護費国庫負担金等の精算にともない、国庫支出金の返還が生じましたことから、その償還金1,217万5,000円の追加補正をお願いするものでございます。また、介護保険制度の改正にともなう介護保険事業特別会計の補正により繰出金440万円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、第7款土木費ですが、JR法隆寺駅周辺整備事業費の中で、 来年度に予定をしておりました電話会社の通信ケーブルの支障移転が 北口の仮設駅舎の位置等を検討するなかで、今年度に移転する必要が 生じましたことから、移転補償費2,110万8,000円の追加補 正をお願いするものであります。

最後に、第12款予備費については、今後必要となってまいります、 土地開発公社経営健全化等に基づく土地売却にともなう損失補てん、 あるいはアスベスト対策経費等を考慮いたしまして、今回の予算補正 から生じました財源6,821万4,000円を留保いたしたいと考 えておるところでございます。

以上簡単ではございますが、9月議会に提出を予定しております平成17年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)についてのご説明とさせていただきます。

委員長 ただ今の説明で、歳出のところで、総務費の指定統計調査費、資料

では3万5,000円になっておりますが、説明では3万1,000 円と言われたと思いますので、どちらが。

企画財政 課長 失礼いたしました。3万5,000円が正しい数字でございます。

委員長

それでは何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

松田委員

説明を聞きたいんですが、歳入の関係で特別交付金が減額になって、 地方交付税が増額になっているんですけども、これはどういう見込み からこういう事になってきているんですか。

企画財政 課長 ここにございます、地方特例交付金と申しますのは、下の減税補て ん債との関わりもございますが、いわゆる恒久的な減税措置が講じら れております。その関係で、当初見込んでおりました恒久減税による 減税額といいますのが、予想よりも少なかったということで特例交付 金と減税補てん債を減額していると。その関係上、これらの分につき ましては普通交付税が増になるということになります。

松田委員

歳入の関係で、地方交付税の関係でも補正額が大きいですよね。しかも、この17年度というと、この間でしょ、詰めている関係。ほとんどが流れてしまったさかいにですけども、そういう事からいくと、当初予算がこのくらい、2ヵ月ほどの間に、一番肝心な交付税の関係のところなんかについて、大幅に変わっている訳ですよね。そういう関係というのは、やはり見込み違いであったのかどうかという事なんですよ。あるいは、低く見積もったという事で、今度は高くしたんやと、普通は言われているように、会計組む時にですね、100の財源があると見込んだ予算では大体80くらいしか組まんとか、85とかという事になってですね、起債なりで補てん、埋め合わせて、年度末来たら、歳入あればそれだけまた、かつぎ変えてしまうという風な手

法が講じられているんですけどね、そういう形のものなのか、あるい は、特にこれからの地方財政は厳しくなるということで極めて限定し ていてね、絞り込むだけ絞り込んで、予算編成したんやということ、 いつも3月議会で言いますよね。ところが、あとの補正を見てくると、 絞り込んだという、なんかつじつま合せの、どうにでもなっていくと いうような感じがするんですよね。本当に絞り込んでいるのかどうか。 あるいは、本当に今後、減していこうとしているのかどうか、という 関係が見えてこない感じがするんですよ、私自身はね。そういう面か ら見て、結構な事なんですけども、あまりにも一番関心の持たれる交 付税の関係などが、増減の関係というのはかなり注目して見て行きた いと言う風に思うんですよ。三位一体の原則があって、特に交付税の 関係が減らされるとか、色んな事言われている状況ですから、一体今 後どう推移をするのかという事が一番関心の持てる関係になってくる 訳です。財源確保の上で。そういう意味から見て、交付税がこういう 形で議会ごとに変わってくるような事について、どう理解をしたらい いのかと思うんです。その辺はどうなんでしょうか。

企画財政 課長 まず、地方交付税の積算の仕方について、若干説明をさせていただきたいのですが、予算の段階で我々が普通交付税、あるいは特別交付税なりを見込む場合に、国から示されました次年度の地方財政計画というのを国が立てる訳でございます。その概要を国の方から示される訳でございますが、地財計画によりまして、国の交付税の国のベースですね、それでの増減の数値しか示されてこないという事で、実際には交付税というのは、消防費ですとか、教育費ですとか、小学校費、中学校費という、細かな費目ごとに積算される。また、それぞれの項目での段階補正ですとか、密度補正など、そういった細かな係数というのがございます。そういったものが国の方で、どれに減額される、増額されるという事が示されていない中で、国全体での出口ベースでの増減という事での積算をしておる訳でございます。そういった事で、実際には、国の方でもそういった細かな事については年度が変わって

からという事で決められておるようでございまして、我々としましては出来るだけ正確に捕捉をしたい訳ですが、そういった意味では大雑把な予測数値しか出せないというような事でございます。なかなかそういった事で、地方公共団体間におきまして、そういった事で違いが生じてくる訳でございまして、我々事務者としては4,000万程度の乖離で済んだと承知をしておるところでございます。

松田委員

取扱いの問題なんですが、前にも言った事があるんですが、一般会計の補正予算、いま4号を審議してますが、この4号の審議というのは3号を受けての関係だと思うんです。その辺の関係についても、議会としても今後の取扱いについて、十分精査しないといけないという事で、3号を受けて4号があるという見方からいくと、順序としては3号の関係を、専決処分ではありますが、先にやっておかないと数字的には合わないようになるんじゃないかと申し上げた経緯もあるんですが、その辺はどういう風に扱われるでしょうか。明日も、議運が開かれることになるんですが、そこでいろいろ議決条件なり、決められて行くんですけど、当然、総務委員会としては、この辺の関係がある限りにおいて、そういう処置を前に指摘した処置から、議運としてもその取扱いを変えて行こうと決めているんですが、当然委員会としても配慮しておく必要があったん違うかなと思うんですが、この辺はどうなんですか。

事務局長

先日、議会運営委員会の打ち合せをさせていただく中で、この補正 予算の取扱いについて、前にも松田委員の方からご指摘がございまし たが、明日の議会運営委員会でその辺について、審議の方法等につい てもう一度各委員のご意見を聞かせていただいて、取扱い方について 決めていただくという予定を組ませていただいております。事前に、 担当常任委員会がございますが、その分についてはまだ、どうさせて いただくかという事については、事前の議会運営委員会が開いており ませんので、今の段階ではまだ決定はされていないという事で、明日、 確認させていただく取扱いになっていまして、本日の総務委員会では 内容について確認していただくという事になろうかと思います。

松田委員

これは、何回でも取扱いがあるんかも知れませんが、補正予算とい うのは順序だてていかないと、数値が合ってこないということになる と思うんです。そういう矛盾をあるということだけど、今までこの事 で、現在扱われているような関係で扱って来ていると、その事はあま り正しくないんじゃないかと。我々は、予算の関係とか、決算の関係、 補正の関係については、やはり数字で見て、分かっている訳ですから、 数字がどうしても合わないようになってくるはずなんです。合わなく なってくる関係を、先にしてしまって、ええはと言うのは、本当の数 字を見ていないという事であるでしょうね。だからもう、これは当然、 改めるべきということにしてるんですから、本当はこの3号から審議 して、こういう前提で4号の額が提示されているという事にしないと、 合わないわけです。だからその辺については、議運を待つまでもなく、 担当委員会としては、当然に、そういう処置をしていかないと、一番 最後に扱われて行く事になる。という事について、一体どうなのか。 だから、議運で今まで言いましたが、専決事項の関係だから、当然委 員会の付託せんでも、その場で決めたらいいという事言ってきてるん ですが、そういう委員会の立場というのをはっきりして、通常議会で あっても、補正3号の関係については本会議で即日議決をして、それ を受けて4号の関係を委員会付託をするという形にとってたんですね、 前回の関係は。前回はですよ。その前は違いましたが。そういう形を 採るという形にやっていくと、先ほど言われていますような、一括し て説明を受けるとかの、配慮を尽くさないと、本当の審議をして、大 体分かりましたという事にならないのではないかという風に思うんで す。私は、3号の関係いくらの専決処分になっているのかどうか、承 知していませんけど、だからそういう疑問が出てくるという事を改め ていくべきではないか、そういう事を配慮して、審議をするように扱 っていくべきではないかと思うんですけど。その辺、十分な配慮をし

ておいてほしいと思います。

委員長

打ち合せ等でも配慮できればよかったんですが、配慮足らずで委員の皆様にはご迷惑を掛けて申し訳ないと思います。これからの総務委員会としましては、今、松田委員のおっしゃったような形でもって進めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

他にございませんか。

森河委員

この頃横文字が増えて、ちょっと勉強不足もあると思うが、補正の 内容で、県支出金の中でセンサスという言葉が出てきているね。農林 業センサス市町村交付金と、それから総務費の中で、農林業センサス と、このセンサスという意味教えてください。

企画財政

センサスというのは調査という意味でございます。

課長

総務部長

この関係につきましては、国の統計事業の中での固有名詞でございますので、斑鳩町だけ変える訳にもいきません。例えば、斑鳩町単独でそういった事をやる場合については、委員がおっしゃるような、分かり易い名称という事を採用すべきだと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

委員長

他にございませんか。

(なし)

委員長

次に、⑤奈良県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少について、⑥奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の変更について、⑦奈良県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村職員退職手当組合規約の

変更については、市町村合併により大宇陀町、菟田野町、榛原町、室 生村が平成18年に宇陀市となることによる関係規約等の変更事案で あり、3事案については関連いたしますので一括して説明を求めたい と思いますがよろしですか。

(異議なし)

委員長

異議ないようでありますので、⑤⑥⑦について一括して理事者の説明を求めます。

総務課長

それでは、9月定例議会提出予定議案、⑤⑥⑦でございます。資料は、資料5から資料6、資料7とそれぞれ3つ付けさせていただいております。一括してご説明申し上げます。

今委員長が申されましたように、平成17年12月31日をもって 合併により大宇陀町、菟田野町、榛原町、及び室生村が廃止される事 により、その区域をもって新しく平成18年1月1日から宇陀市が設 置されます。これに基づきますそれぞれ組合の地方公共団体の数の減 少、及びそれぞれの組合規約の変更でございます。

まず、⑤の奈良県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少についてでございますが、これにつきましては、今申し上げました、3町1村廃止、新たに1市追加という事で、市町村の合併の特例に関する法律第9条の2の規定に基づき、その組合に際する議会の議決を求めるものであります。

6番目、奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方 公共団体の数の減少及び奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合規 約の変更について、資料6でございますが、これにつきましても、同 じ内容で、市町村合併によりまして、当組合を組織する地方公共団体 の数の減少となったと、それからその合併によりまして、当組合議会 の議員定数及び当組合を組織する地方公共団体を掲げている別表第1 及び別表第2の改正を行うことから、奈良県市町村非常勤職員公務災 害補償組合規約の変更について、市町村の合併の特例に関する法律第 9条の2の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に⑦ですが、奈良県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共 団体の数の減少及び奈良県市町村職員退職手当組合規約の変更につい てでございます。資料7でございます。

同じく合併によりまして、奈良県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数が減少となること、並びにこの合併により、当組合議会の議員定数及び当組合を組織する地方公共団体を掲げている別表第1及び別表第2の改正を行うことから、奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の変更について、市町村の合併の特例に関する法律第9条の2の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上、簡単ではございますが、3つの付議予定事案のそれぞれの説明を終わりますが、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けい たします。

(質疑なし)

委員長

次に、⑧町長専決処分について承認を求めることについて(平成17年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)について)理事者の説明を求めます。藤原企画財政課長。

企画財政 課長 それでは、平成17年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)に係ります町長専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。 資料8をご覧頂きたいと思います。

すでにご承知のように、8月8日に衆議院が解散いたされまして、 9月11日に衆議院議員総選挙が執行されることとなりました。また、 これと合わせ、最高裁判所裁判官国民審査が同時に執行されることに なりましたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、8 月9日に専決処分させていただいたものでございます。

まず、予算書の1ページをご覧いただきたいと思います。

この予算は、第1条にございますように、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1、334万3、000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ86億4、880万4、000円とするものであります。

次に、4ページをご覧いただきたいと思います。

歳入としましては、県からの選挙費委託金1,334万3,000 円を見込んでおります。次に、5ページでございます。

歳出では、衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に要する 費用としまして同額の1,334万3,000円を計上いたしました。 この専決処分につきましては、地方自治法第第179条第3項の規 定によりまして、9月議会に承認を求めるものであります。

以上簡単ではございますが、9月議会に提出を予定しております平成17年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)についてのご説明とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けい たします。

(質疑なし)

委員長 以上、9月町議会定例会に付議が予定されている事案については、 あらかじめ説明を受けたということで終わります。

次に、各課の報告事項について、順次報告を受けていきます。

(1) 町長選挙について報告を求めます。西本総務課長。

総務課長 資料No9として、「斑鳩町長選挙のチラシ」及び2枚目に「衆議 院議員総選挙、最高裁判所裁判官国民審査のチラシ」を付けさせてい ただいております。

町長選挙につきましては、ご存知のように、町長の任期が本年11月10日で満了となりますことから、去る8月2日に選挙管理委員会が開催され、町長選挙の期日(投票日)は10月16日(日)、告示日は10月11日(火)と決定されました。

また、立候補予定者説明会を9月21日(水)午前10時から役場 地下大会議室におきまして開催する予定であります。

なお、このチラシは9月広報に挟み込みをすることをあらかじめ予 定いたしておりましたので、9月1日の広報の配布時に自治会へ配布 を行い、住民周知を行うことといたしております。

次に、衆議院議員総選挙のチラシでございますが、先ほど補正予算の関係で申し上げましたが、8月8日に衆議院が解散され、即日、選挙期日が9月11日と閣議決定されましたので、急遽、チラシの作成を行いました。そのため、配布は8月25日に自治会へお願いし、総選挙の住民周知を行う予定でありますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。内容につきましては省略をさせていただきます。以上、町長選挙等についてのご報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けい たします。

(質疑なし)

委員長 次に、(2)斑鳩町財政健全化検討住民会議について、報告を求め ます。藤原企画財政課長。

企画財政 斑鳩町財政健全化検討住民会議につきましては、去る7月21日に 課長 第1回会議を、また、8月16日に第2回会議を開催いたしました。 住民会議の委員でありますが、資料10をご覧ください。

会長には、学識経験者として選任いたしました、みずほ信託銀行大阪支店特別顧問で、斑鳩町都市計画審議会委員の桐山謙一氏が、委員互選により就任されたところでございます。また、副会長には、行政改革推進委員会から同会長の吉川喜巳雄氏が就任いたしております。その他の委員には、行政改革推進委員会から、平林威久子氏、福井方子氏、吉田建四郎氏を選任いたしたところでございます。また、学識経験者としまして、民間企業経営者ということで斑鳩生コンクリート工業株式会社専務取締役の古川勇一氏を、また、専門的知識を有する方ということで、奈良産業大学経済学部助教授の三浦晴彦氏を選任いたしております。三浦先生は財政学がご専門であります。また、住民代表としまして、一般公募に応募されました方から、城崎淑子氏、秦嘉広氏を選任いたしました。

会議につきましては、第1回、第2回の会議におきまして、斑鳩町の財政状況と財政見通し、職員給与の概要、使用料及び手数料の状況、補助金の状況、遊休土地の状況、特別会計の状況、新規に予定をしておる事業、町税の状況と地方税制度、指定管理者制度、土地開発公社長期保有地対策等の検討課題となります現状と制度の説明をさせていただいたところであります。

中間報告を行うことにつきましては、既に委員皆様のご理解を賜っておりまして、今後、新年度予算編成時期に間に合いますよう、10月上旬までに3回の会議を予定されており、中間報告をまとめるべく鋭意議論していただけるものと期待をしております。町としましても、この議論に積極的に加わりまして、町の考え方、方針等も申し上げまして、実効性ある財政健全化計画となるよう努力してまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、財政健全化検討住民会議のご報告と させていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

森河委員

選任された方、何年までって、これあったんかな、切ってましたんかな、今まで。1年とするという事ですか。(「はい」との声。)ありがとうございます。

委員長

他にございませんか。

(なし)

委員長

次に、(3)公共施設におけるアスベストの使用状況について報告 を求めます。藤原企画財政課長。

企画財政 課長 総務常任委員会に所管の各公共施設におけるアスベストの使用状況 について、現段階における調査結果につきまして、ご説明させていた だきます。資料11をご覧ください。

この資料では、管理いたします所管課ごとに施設をまとめさせていただいており、それぞれの施設ごとにアスベスト使用の有無について記載し、使用している場合につきましては、その主な使用個所、使用部材名、そして、その部材についての現在の状況について記載をしております。

当総務常任委員会所管の各公共施設のうち、アスベストを含んだ部材を使用しておりますのは、総務課所管の防災倉庫及び消防第3分団屯所、企画財政課所管の役場庁舎、それと4ページをご覧いただきたいんですが、、最後のページでございます。生涯学習課所管の中央公民館、西公民館、中央体育館におきまして、石綿セメント板や石綿ケイ酸カルシウム板というボード形状の部材を天井や壁面等に使用しております。これらはいずれも、耐火、耐熱、防音効果を高めるため、他の原料に石綿を混入し固形化した部材であることから、解体しないかぎり、混入されたアスベストが飛散することはないといわれておりまして、このまま使用を継続しても問題はないということでございます。

次に、3ページ目に戻っていただきまして、教育委員会総務課所管の小中学校についてであります。主な使用部材名が石綿スレート板につきましては、ただ今申し上げたとおりで、施設の解体を行わない限り問題はないものであります。

ボイラー室や機械室等に使用されております吹付けロックウールにつきましては、これは岩綿を含んだ製品でございまして、今回問題となっている石綿とは異なり、危険性はないといわれております。ただし、石綿が含まれている可能性もあるということで、現在、教育委員会総務課において、石綿の含有量について、調査をしているところであります。なお、現在、当該施設につきましては施錠をし、やむを得ず室内に立ち入る場合でもマスクの着用を義務付けるなどの措置を講じているところであります。

今後、調査の結果、処置が必要と認められた場合は、適切に処置を 行ってまいりたいと考えております。

委員長

報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

木澤委員

こうして調査していただいて、このようにアスベストが使われている、使われていないという風に結果を出してもらってるんですが、これは例えば小学校でしたら、子どもさんとか、保護者に対して、使われてますよという事は公表はされているんでしょうか。

教委総務

課長

今現在、調査段階中でございまして、結果等、まだ出ておりません ので、現在のところ、父兄の方には周知はいたしておりません。

木澤委員

それでしたらまた、はっきりと結果が分かった段階ではしっかりと 公表していただけるという風に考えていいんですか。

教委総務

調査等、結果が出ました段階でご報告申し上げたいと思います。

課長

委員長

他にございませんか。

森河委員

アスベスト関係、亡くなられた方の10年の補償問題、それらで今でも、会社で補償するということ、問題されておるけど、今後そういう事で、斑鳩という中で、絶対組んでおかないかんということ、しとかんことにはまた10年先に遡って、裁判の問題が出てくる傾向があるように、私は思う。亡くなられた方気の毒か、わからんけども。ある会社でひとりがそういう事で裁判問題もなってくる傾向があるゆえに、斑鳩で現時点で設備の中で、これだけ学校関係であるという事は、そういう中で、徹底的に調査、そして、裁判問題になる可能性があるように思う。今、いいたい放題ですよ。そういう事で、今後、十分な事を出来るのか、出来ないのか、その点を、そういう事で、町はこうだという事を、そういう点で組める方法あるのかな。その点でどう思う、教育長。

教育長

斑鳩小学校につきましても、建築基準法がどんどん変わってきています。アスベストの使用を制限されてきている部分もございますので、そうした中で、ロックウールといわれる素材にアスベストが何%含んでいるのかという調査ですが、現在、県の方からも指示されておりますのは1パーセント以上の場合には県の方に報告してくれという指示を受けています。そうした中で、含有量がいくらあるのか、調査しています。その結果がどうであるのか分かりませんが、先ほど課長が申し上げましたように、もし含んであればそういうものを適切に処理していきたいと思っておりますし、また、医学的にどうなのか、私の方では分かりませんけど、結果どうなるのかという事も、適切な、関係機関とも相談させていただきたいという風に思います。

委員長

他にございませんか。

松田委員

竜田工業の、今の建物が出来る前の関係の建物だったと思うが、も のすごい粉塵があって、一度見てほしいと言われて、東側にある水路 を調査した事があるんです。ものすごい粉塵で、にわとり小屋かなと 思うぐらい、詰まってたことがあるんです。その時分でもアスベスト の関係については、割に死ぬ人が多いとかどうかとかと言われていた んだけど、そういう事だから、調査したんでしょうが、結果どういう 風に処理したのかという事については、記憶が定かでないから黙って るんですが、その時分から問題になっていた訳です。結構、あの地域 の関係については肺がんで死ぬ人が多いとか何とか、いろいろ言うて、 調査をした事がある。ところが、その後の処置をどうしたかという事 については定かでないんです。今になって、30年、40年経ってか ら、わいわい言われて、その事が原因だったと言うから、ちょっと防 ぎ様がないのかなと思うんです。ただ、今日もご報告いただいている んですが、公共施設だけが問題だという捉え方を町はしておいでにな るようですが、むしろ斑鳩町の建物の中で、例えば、竜田工業のよう な関係のところが他にも存在しなかったのかどうか、王寺のアスベス トの関係は、そういう関係があるというのは知っていたんですが、竜 田工業はあまり認識がなかったんだ。竜田工業であったり、奈良医療、 ああいう関係について、勤めた人で亡くなった人がかなりある。とこ ろが、これが原因かどうかについては私も定かでないし、そういう意 味で、斑鳩町内にそういった類似のような企業があるのかどうか、あ るいはあったとすればどういう対応を採っているのか、いうような事 も併せて調査をして、対応を考えてもらうという事にしないと、自分 とこの公共施設だけ見たらそれでいいんやという事ではないという風 に思うんですけど、その辺はどうなんでしょうか。そこまで、手が回 らないという事なら、それも仕方がないと思うんですけど、どうなん でしょうか。

助役

アスベスト問題については大きく社会問題となりまして、健康不安 に関わる大きな問題、そして、その工場等のいろいろな対応の問題、 いろいろな面について対策が講じられるようになってまいりました。 竜田工業におきましても7月25日、8月9日でしたか、死亡者が2 7名、療養中の人が2名、付近住民で、竜田工業のアスベストが原因 という事ではない訳でございますが、いわゆる中皮腫で亡くなったと いう方が2名という、そういう報告を受けております。そういう中で、 町といたしましても、やはりアスベストを製造している、現在のとこ ろは、竜田工業もアスベストを含有した製品は製造してない訳でござ いますが、これまで製造していたとか、今現在、完全製造規制が平成 18年だったと思うんですが、継続して製造している企業も含めて、 県が調査している状況であり、斑鳩町におきましても、ご存知のよう に、ヨシカワアスベストという会社がありまして、それはもうお止め になっておりますが、こういう事に関しても、県を通じて調査して頂 くという事で、県の方にお願いをしているということでございます。 また、町といたしましては、やはり多くの住宅において、アスベスト を含有した材料、製品が使われておるという事でございますから、こ れはあくまでも、今、報告いたしましたような形で、ほとんどの住宅 は解体しない限りは大丈夫だという事も言われておりますが、ただし、 これから木造住宅の対応年数もやってくるという所もございます。そ ういう中において、解体される時には、きちっとした形で労働安全衛 生法等に基づく処置を講じて解体する。そして解体についての対応は、 ここでこうして聞いてくださいという形で、先般、広報でも周知をし たところでございます。従いまして、町としても、松田委員がおっし やいましたように、公共施設だけではなしに、他の住宅等においても、 そういう恐れがございます。そういう中で、きちっとした形で対応し ていただくよう、また色んなご相談の窓口を設けておりますから、窓 口に対して相談をしていただけるように、広報等に於いて、Qアンド A方式で、啓発に努めていく予定をしております。いずれにいたしま しても、やはりこの問題については国、県、町が連携しながら、また、 本町には、現在問題になっています竜田工業がございますから、竜田 工業の状況を常に報告をさせております。そういう中で、適切な対応

を図っていく。また、誠意を持った対応をしてほしいという事でお願 いしておるという事でございます。そういう中で、健康診断という面 については、8月26日、27日のニチアス工業の健康診断車がまい りまして、検診車がまいりまして、医師を2名をもって検診するとい う事で、ほとんど終わると、申し込んでおられる方の健康診断終わる という事を聞いておりますが、用事がある人もございます。そういう 人の後、どうするかという事も、竜田工業で対応してほしいという事 もお願いしている訳でございまして、いずれにいたしましても、これ から連携を密にした対応をしていかなければ、今後、アスベストに関 連した中皮腫、塵肺というものについては、発症までの期間が長い、 20年、30年と言われている訳です。これから発病する恐れもござ いますから、そういう事も十分、町は把握しながら、適切な住民対応 に努めていきたいと、このように考えております。

松田委員 いろいろご配慮いただいていると思うんです。それで、アスベスト の問題、石綿の関係ですが、この関係は今になってやかましく言って いるけども、我々としても、特に斑鳩町の場合で言うと、水道管の関 係ですね。今、老朽管で、石綿管と塩管の関係いうてますが、石綿管 が依然として現存している事は事実ですし、当時、アスベストの被害 が言われたときに、あまり好ましい資材ではないという風に言われた のは事実ですよね。それからこの石綿管の関係というのは取替えをし ていこうという事で、ずっと、年次計画で取替えるようにしているん ですが、その後、えろ被害ないのやと、あれはという事になってから、 どうも事の決めが緩慢になってきて、最近、老朽管の取替えという事 になってきて、また老朽管取替えという事で計画に入れて対応してき ているけど、丁度、このアスベストの問題が、30年、40年後に出 てきて、やいやい言うているのと同じ事で、いつ出てくるのか分から んというような関係であったとするとですね、やはりひとつの不安材 料であった事は事実ですから、出来るだけ、現在計画しているんです から、計画どおりに、石綿管の使用の禁止をした、水道管の布設替え、 あるいは老朽管の布設替えという事で、今やっているんですが、その 辺についても、より積極的に取替えをしていって、対応するというよ うな事が必要ではないかなという風に思うんです。そういった面につ いても十分な配慮をしてほしいと。こういった建物だけの関係ではな しに、既にそういう事が言われて、既にそれに具体的に着手している と、被害の状況が出てこないからという事で、いっているんですけど も、30年、40年後に被害が出てきたら、その当時分からなんだと いう事と一緒ですから、出来るだけ早くそういう懸念のあるものは払 拭するという体制を採るように、特にこれはお願いをしておきたい、 こういうように思うんです。

委員長

他にございませんか。

木澤委員

所管の委員会と違う事になるかも知れませんが、今、健康診断の話が少し出たので、アスベストの問題が出てきて、行政でやっておられる健康診断でも、なかなかレントゲンだけでも分かりづらいところはあるんですが、やはり住民さん、不安を持っておられますので、なかなか発症も、今言っておられましたように、何十年という事もありますから、常に、定期的健康診断の時に、中皮腫等の検査に対応できるような形で、町としても出来る事があるのであれば、対応を考えていただきたいという風に、要望だけさせていただきます。

委員長

他にございませんか。

(なし)

委員長

次に、(4) 奈良地方法務局斑鳩出張所庁舎の払い下げ等について 報告を求めます。藤原企画財政課長。

企画財政

奈良地方法務局斑鳩出張所が奈良地方法務局に統合されるにともな

課長

いまして、国とも協議いたしましたところ、出張所庁舎の払い下げに つきまして内諾を得ることができましたので、今後、払い下げを受け 活用を図っていきたいと考えておるところでございます。

払い下げを受けるにあたりましては、まず、当該庁舎の敷地について整理する必要がございます。敷地は2筆ございまして、まず1筆は、公簿面積129.44平方メートルにつきましては斑鳩町の所有となっております。もう1筆は、面積が798.71平方メートルでございますが、これにつきましては、斑鳩町5分の2、三郷町、平群町、安堵町が各5分の1の持分の共有となっております。この土地を斑鳩町が譲り受けすることにつきましては、既に各町長の了解を得ておるところでございます。今後、譲り受け価格、譲り受けの時期等につきまして、各町と協議をしていきたいと考えております。

次に、払い下げ後の建物の利用についてでございますが、現在、その活用方法について検討をしておるところでございます。そのひとつといたしましては、史跡藤ノ木古墳のガイダンス施設として活用できないかということにつきまして、文化庁と協議しているところであります。また、その他の施設として活用できないかということについても合わせて検討をしているところでございます。

以上、簡単ではありますが、奈良地方法務局斑鳩出張所庁舎の払い下げに関しましての、現状と現在の状況ご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けい たします。

(「資料くれてんの、資料くれてないでしょ。くれてないのにその 資料があるような格好で説明してもらっても分からんでしょ。いかに も資料出しているように説明してくれても、わからんの違う。どうな ってんの」との声。)

委員長

暫時休憩いたします。

(午前10時33分 休憩) (午前10時35分 再開)

委員長

再開いたします。

午前10時45分まで休憩いたします。

(午前10時36分 休憩) (午前10時46分 再開)

委員長

再開いたします。藤原企画財政課長。

企画財政

課長

申し訳ございません。先ほどのご説明の中で、1筆の分につきまして斑鳩町5分の2、三郷町、平群町、安堵町、各3分の1と申し上げたところでございますが、三郷町、平群町、安堵町につきましては各5分の1の持分という事で、ご訂正お願いしたいと思います。

委員長

休憩中に、法務局敷地明細表を配布させていただきましたので、参 考にしていただきたいと思います。

他にございませんか。

松田委員

先ほど私、建設水道常任委員会で資料が出ているといったけど、それは誤りでしたので、訂正させてもらいます。

森河委員

明細表ね、5分の1わかる。金額がね、いくらで理事者同志、話が ついているか。現在の評価額、それでいってんねやったら、大体、幾 らぐらいするのか、ちょっとそれだけ教えといて。

総務部長

この関係については、買収させていただいた時には、約28万円く らいだったと思いますが、現在の価格については地価が下がっており ますので、路線価の価格で逆算いたしましたら、約20万円弱の金額 という事でございます。そういったベースで話を進めてまいりたいと 考えております。

森河委員

もうついたのと違うねな。

総務部長

町長さんの方で、譲り渡すという話については、払下げの建物についても斑鳩町で払い下げてもらっても結構だという話については決めていただいておりますが、細かい関係については我々事務担当者の方で、擦り合わせを行っていくという事になっておりまして、今後やってまいりたいと考えております。

委員長

他にございませんか。

(な し)

委員長

次に、(5)大字龍田財産区(下司田池)に係る建物収去土地明渡 請求事件について報告を求めます。藤原企画財政課長。

企画財政 課長

大字龍田財産区に係る建物収去土地明渡請求事件につきましては、 6月議会におきまして和解することの議決をいただいたところでございます。これを受けまして、6月27日、奈良地方裁判所において和解が成立をいたしました。議員の皆様には、過日、和解調書のコピーをお配りさせていただいたところですが、議会で議決をいただきました内容にて和解をしたところでございます。

釣り池側には、和解条項に基づきまして、解決金1,226万円を お支払いしたところでございます。明け渡し時期については検討をさ れているところで、まだ明言をされておられませんが、今後とも、和 解条項につきましては誠実に履行されるよう努めてまいりたいと考え ておるところでございます。 なお、地元の旭ヶ丘自治会におかれましては、臨時総会を開催いただきまして、そのなかで和解することについてご報告させていただき、地元皆様のご理解を得たところでございます。

また今後、先の議会でいただきました議員皆様のご意見を踏まえま して、水利組合とも十分に話し合いを行っていきたいと考えておると ころでございます。

以上簡単ではありますが、ご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けい たします。

森河委員 水利組合ね、現在であってないようなものだけど、本来ならば町がここまで、本当に苦労されて金額を出していただいたというのは、本当にご苦労願ったように思うし、しかし、水利組合現状でね、本来ならば水利組合との相手との裁判の中の問題だから、その点だけは町も十分に認識されて、堂々とやっていったってほしい。これだけはお願いをしておきたいと思います。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 次に、(6)子ども模擬議会の結果について報告を求めます。野崎 教育委員会総務課長。

教委総務 去る8月11日に開催させていただきました子ども模擬議会の結果 についてご報告申し上げたいと思います。

11日の当日、午前9時半から正午まで、議会の議場をお借りいた しまして、3小学校の6年生と各中学校の1年生の16名の児童、生 徒が、総合的な学習の時間等で児童、生徒自らが調べ、学んだ内容を 踏まえまして、未来の斑鳩町についてのご意見や希望を発表していただいたところでございます。議長におかれましてはご多忙にも関わりませず、当日だけではなく、前日のリハーサルにもご出席いただきまして、この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。また、議員の皆様方にもお越しいただきまして、ありがとうございました。1日議員の質問の中で、ごみの減量等、資源の有効活用を一層推進すべきでは、また、通学路の安全確保のために車の通行規制や歩道の設置を進めてほしいなど、また、河川の浄化活動を促進すべきでは、なお、公共施設に太陽光発電等を導入してはどうか等、さまざまな道路や公園の整備から、環境問題まで、さまざまな角度から子ども達の意見を発表していただいたところでございます。会議録につきましては、現在調整中でございまして、出来あがりましたら議員の皆様方にもご配布させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたしたいと思います。以上、簡単でございますが、子ども模擬議会の開催結果につきましてのご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けい たします。

坂口委員

今年から中学生が参加されて、より活発な議会になったように思われます。他町では子どもに議長をやらせているような声も聞くんですが、中学生も参加されている事ですし、斑鳩町も一度そういう、子ども達にそういう議長の経験をさせるというのもどうかなと思うのですが、その辺の考えはどうでしょうか。

教委総務 課長

今、坂口委員の方から、子どもから議長に選出したらどうかという ご意見であったと思います。当初、この子ども模擬議会が発足するに 至りました経緯といたしまして、1日議員として議会で意見や希望を 発表する事によりまして、教育に対します愛着を深めるとともに、行 政と議会について関心を持つ機会づくりということで、当初発足した 訳で、議会の協力を得ながら進める中で、議長につきましては、当初議会の方で議長さんにお願いをしてという事で、進めてまいった経過もございます中で、今おっしゃっていただいております、子どもに議長をさせてはというご意見を賜っている中で、次回開催につきまして、それらも併せまして検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

森河委員

大人が嘘つきだと言われない事をお願いをしておきたいのと、聞く事は聞く。聞いた事は必ずやっていくという心構えで理事者もやっておられると思うが、やはり教育長としてもね、その点、ただ議事録に書いているから報告するだけじゃなくして、やはり、子どもの言う事って本当に些細なもんですよ。子どもから発案のものもあるやろし、親の発案もあると思うので、議会は嘘つきだと言われないような方向を取っていく方法を考えておくか、これはもう、絶対的にやっていくという心構えを持ってくれているのか、それをちょっと教育長、お聞きしておきたいな。

教育長

子ども模擬議会で質問された内容につきましては、それぞれの担当 課の方で十分、審議していただいて、出来るものは出来る、出来ない ものは出来ない、なぜ出来ないかといったところまで、細かく説明を していただいております。今日まで、子ども達が質問する中で、町長 の方から判断していただいて、実施しているものもございます。例え ば、コミュニティバスの運行につきまして白石畑の方に帰る子どもが、 朝は親が送ってくるということで、帰りがやはり送る人がいないと、 こういう事で、東小学校が校区でございますので、東小学校の方から 4時半に白石畑の方に1便だけ運行していただくと、こういう事をし ていただいて子ども達の通学の安全を図っていただいています。また、 今現在実施中でございますが、小中学校の子ども達の机、いすを新し く更新していくと、こういう事で今年で2年目ですが、順次、1学年 ずつ替えていこうと、こういう事で、今、取り組ませていただいてお ります。町としてもこれが必要だと、あるいは、是非しなければならないという事については、子ども達の意見であっても、聞くものは聞いていって、改善をさせていただいております。出来ないものは当然出来ないで、子ども達にも理解させていく必要がございますので、そういう事もしっかりと子ども達に伝えていっています。特に、この模擬議会については、子ども達の政治の学習、社会科の学習の中で、政治とはどういうものなのかという、その中のひとつとして議会の体験をさせているということでございますので、そういう事を中心にした子ども模擬議会の取り組みをこれからもしていきたいと考えております。

委員長

他にございませんか。

(なし)

委員長

他に理事者側から報告することはありませんか。

総務部長

先ほどの法務局の敷地の明細表と新しい斑鳩出張所庁舎の建物の関係について、資料が出来ましたので配布をお許し願いたいと思います。

(資料配布)

総務部長

下段の方に斑鳩出張所庁舎ということで、所在が生駒郡斑鳩町法隆 寺西1丁目1453番1及び1453番4、構造は鉄筋コンクリート 造、平屋建、用途は事務庁舎、床面積は344平方メートルというこ とでございます。この関係についての登記関係でございますが、表示 登記はされていないということで、私の方で調べた結果ではそういっ た事でなっております。以上でございますので、よろしくお願い申し 上げます。

続きまして、職員の退職の関係でございますが、8月31日付けを

もちまして、2名の職員が退職ということで願いがでております。課長職1名、主事職が1名でございます。対応でございますが、課長職につきましては部長を兼務させ、主事の関係につきましては臨時職員で対応したいということで、それぞれ9月1日付けをもって発令を予定しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

委員長

報告が終わりましてので、何かお聞きしたい事があればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長

以上、これら各課報告事項については、報告を受け、了承をしたということで終ります。

続いて、その他について各委員より何か質疑があればお受けいたします。

松田委員

先ほど誤解して言いましたが、建設水道委員会での資料を見ますと、訴えの提起についてという事で、訴訟を起こされているようでありますが、これは斑鳩町に対して登記の抹消を求める云々という関係のものであるようですが、この具体的内容について説明してもらえませんか。

総務部長

これにつきましては、趣旨でございますが、斑鳩町阿波2丁目地内、 道路整備事業におきまして寄附により斑鳩町に所有権移転登記をした 斑鳩町阿波2丁目28番地の1について、抵当権、所有権移転請求権 仮登記、停止条件付賃借権設定仮登記がされておりますので、その抹 消をするために訴えをするものでございまして、権利設定者である山 陽観光開発株式会社は昭和59年12月2日に解散されておりまして、 同月3日に解散登記をしております。また、平成8年8月1日には登 記用紙が閉鎖されている状況でございまして、当時の関係者等も所在 を調査したが確認できないため、ただ今申し上げました訴訟行為によりまして抵当権等の権利登記の抹消の請求をしたいということで訴えの提起をするものでございます。

松田委員 難しい言わんと、簡単に言うたらどないなりますの。

総務部長 買った土地に抵当権等の権利が設定されてますので、それを除去したいということで、相手方がおらないという事で、その相手方にできないという事で、奈良地方裁判所に訴えをする事によって、その抹消をしたいという事で、判決を受けて抹消するという事でございます。

松田委員 これは、町が提起をしている訳ですね。

総務部長 町側が提起いたします。

松田委員 提起をするという事について、建設委員会に報告したということで すか。

総務部長 提起をする事につきましては議会の議決を必要といたしますから、 その関係についてはあらかじめ所管の建設水道常任委員会に報告され たという事でございます。

委員長 個人か、法人か所有であって、用途は道路部分ですね。

総務部長 既に道路になっている部分でございます。

松田委員 問題は、この種の関係、町が訴えられたり、町が訴訟を起こしたりという関係について、所管の委員会と言うけれど、所管の委員会が正しいかどうか分かりませんけどね、議会としてこういう関係については、少なくとも方法上の関係でいろいろあるんですけどね、こんなも

の報告もなしに、所管の委員会だけ言うたらいいんやという事で終わ ってしまうと言う性格のものなんでしょうかね。僕は、少なくものこ ういう訴えの提起をしているという関係の面についてはね、しかもこ れは、丁度、地図なんかにも示されているんですけども、なんか道路 になっている向きですね、そういう所になぜ、どういう事なのかとい うことについてはね、全体の理解を得ておくという事が必要と違うか なと思うんですよ。ところが、勝手にぽっぽっんといってしまうんや と、いうような格好で、大きな市ならいざ知らず、こういう関係につ いて、専決処分するような関係のものでもないと思うんですよ。そう いう事にしたら、もう少し議会との関係から見ても、こういう訴訟し たら、もう少し相談をして、きちっとしておくべきと必要と違うかな と。当然、これ裁判所に起こしているから、代理人を立てて云々とい う事になるでしょうし、予算伴っていく問題ですから、こういうもの について、質問しなければ何も言ってもらえんという事でいいんでし ようか。僕は、やっぱり、この種の関係については、当然に、将来的 に、財政的なものに影響しないと言えない訳ですから、その辺を僕は、 議会にきちっと報告して、そしてきちっと手続きを、今後、必要があ るなら、追っていく時に支障のないようにしておくという事は当然で ないかなという風に思うんですよ。だから、訴えの提起についてだと、 こういう風にしましたから議会承認してくれと、いう事よりもね、先 にきちっとしておくと、折り目けじめはきちっとつけておくという事 にしておいてもらわないと、都合のええ時だけ、勝手にええ時だけ、 こう議会、議会と言う、という風な印象を受けたらね、より一層不信 感を助長するだけの事になるんちゃうかなという風に思うんです。し かも、知らぬが仏、知らなんだらええんやと、いうような事であれば、 ばれれば仕方がない、説明するわという風な考え方では、僕はいかん という風に思うんですよね。その辺はどうなんですか。

総務部長

この関係につきましては、議会の議決を必要とする事件でございま すので、9月議会において、この関係については上程させていただい て、内容について審議していただいて、議決いただいた段階におきまして、その後において訴えの提起をしていくという事になっておりますので、まだ現在こういった関係で準備をしておるというような段階でございますので、その内容について、先ほども申し上げましたが、あらかじめ所管の建設水道常任委員会に説明がされたという事でございます。最終的には、この関係については9月の議会に提案と、正式に上程させていただくという事でございます。

松田委員

なぜ、こんな状態というものが生じたんですか。その原因はどうい う風に思います。訴訟起こすのは分かりました。その前段です。なぜ そんな原因を生んだのか。

総務部長

その場所は第一地所という会社が開発した中で、道路部分については会社が持ったままで宅地を販売されてきた中で残ってきた。その土地が、その後他の会社に権利移転されたままで、ずっときておったということで、道路に係る土地について町道として正式に権原も取得するというような関係も必要という事で、整理をさせていただいた経緯がございます。そうした中で、寄附を受けた訳でございますが、寄附を受けた土地について、そういった関係の権利が設定されておったという事で、その権利を抹消しなければならんという事でございます。

松田委員

だから、問題はね、寄附を受ける時の手続きなり、確認の仕方にね、不都合な面があったという事が言えるという風に思うんです。そういう事に全然触れずに、ただ、残っているからというような事でね、寄附を受けた時に、本来ならきちっとすべきなんでしょ。ところがそれが出来てないんでしょ。出来てないという事は、町にも責任がある訳でしょ、ある意味で。今回処理をしようという事についてはいいですよ。ですけど、こういう原因を生んだという関係について、反省の面なり、取り扱いの面で考慮すべき点があったのか、なかったのか、あるいはあったとするならば、その事をどう、今後、そういう事がない

ようにしていくかどうか、という事を考えないと、特に処理をしてい かないと、問題の解決にはならない訳でしょ、ある意味で。だから、 斑鳩町の場合ですね、この種の関係とちょっと違いますけども、道路 である道路があってみたり、なんかしている所、いくらでもある訳で すよ。そういう関係というのは、初めの関係手順を、間違っていると か、省略して簡略してしまっているとか、あるいは単に寄付というこ とで受けて、してしまっている。というところに問題がある訳でしょ。 これを、今回こういう関係にしてですね、やるという事については、 原因なり、反省なりというものが、ひとつも出て来ない、明らかにし ないと、いう関係についてね、僕はやっぱ、町の責任やと思うんです、 ある意味で。責任を感じるなら、責任を感じるで、そういう事であっ たと、そういう事を反省、今後していく必要があるけども、当面、問 題、関係の所を、土地の問題点を解消するために、こういう訴訟を取 らざるを得ないという関係をはっきりしないとですね、私は、突くの も当然ではないかという風に思うんです。その事抜きにして、単に議 会で決まってるから、手続きとんねやと、いうような考えで安易過ぎ るんですよ。いうように思うんですけど、これは言い過ぎでしょうか な。僕はやっぱりそう考えるんですよ。

委員長 暫時休憩いたします。

(午前11時11分 休憩) (午前11時15分 再開)

委員長 再開いたします。

助 役 この件につきましては、先ほど休憩中に委員長もおっしゃいましたように、自治会内の道路として地権者が別におられたということから、下水道を布設させないとか、上水道を布設させないとか、いろいろトラブルがあった所でございます。そういう中で、町としても事業推進

という事を考える中で、自治会と十分話をいたしまして、この28番 地の1については、自治会が買収し、それを町に寄附したという事で ございます。その時に、町としてこの荷物を背負ったまま、そのまま 受取ったという事は反省しなければならない訳でございますが、この 場合は、どうしても速く処理しなければならないという事もございま した。また、自治会の方が非常に協力されて、個人負担をされて買収 された所ですから、町もそういう自治会も犠牲を払っているという状 況から、白紙の状態でなしで荷物を背負ったまま、引き取ったという ことでございます。それについては、町は、抵当権等の抹消は、当然 町が処置を講じて行くべきという判断で進んできた訳でございます。 いろいろ顧問弁護士とも協議しながら、最終にはやはり、これを訴え ると、いわゆる争いではなく、訴えると。訴えたらこれで終わりの話 でございますが、相手がいないということから訴えなければならない、 こういう事でございます。従いまして、先ほども松田委員おっしゃっ てますように、町に寄附採納いただいた時点で、あくまでも白紙の状 態で登記するのが当然でございます。この件については、これまで多 くのトラブルが発生しており、速く処置を講じなければならないとい うことでございまして、また、その間においても、移転されるという 恐れもあった訳でございますので、やむを得ずこうした事になったわ けでございます。こうした訴えにつきましては、やはり議員の皆様に、 ご理解を願うべく幅広く承知していただけるように、提示すべきだっ たと思っております。下司田池についても色々ご指摘いただきまして、 相談してもらえたならば、速くできるんじゃないかと、経緯も認識で きるのではないかという指摘もございました。そういう事を含めて、 やはりこの件についても、幅広い皆さんのご理解を願っていかなけれ ばならない、このように思っております。従いまして、この訴えの提 起につきましては、議会の議決事件でございますから、総務委員会に 提案をしておけば良かったと個人的には考えている訳でございますが、 すでに建設水道常任委員会に提出し説明をさせていただいたという事 で、ご理解願いたいと思います。

松田委員

分からんのはね、町が寄附を受けるという土地の関係についてね、 現在の関係でいうならば、業者が個々に売買をする場合に、この道路 を除いて売買をしたという関係であるのか、どうかにもよるんですよ ね、道路部分を含んで売買をしているという事になれば、個人関係で すよね。個人が連携でよって、町に寄附ということで、個人対町の関 係になる。そうでなくて、道路部分だけを残して売買したと、特に宅 地の部分ね、それで道路は残っていると、道路だけは会社のものだと、 これもありますよと、どこでもね、あるんですけど、そのどちらなの かという事ですよね。その事をきちっとおさえて、寄附を受けるか受 けないかという関係については条件があるはずなんですよ、町も。寄 附を受けるについてね。しかも、町の今までの関係でいきますと、町、 だいたい無償ですよね。こういう場合の入れ方というのは。業者であ ろうが、個人であろうがですよ。ところが、今なお、私道になって、 個人的なって業者が売らないという関係の所と、あるいは個人が買っ て土地付きで売っていると、道路付きでね。そしてもっていって、買 うてくれというけども、全体の同意がないと中途半端で買うわけには いきませんから、という事で片がついてないとことか、ある訳ですよ ね。そういう問題などについて、きちっと整理をしてくれないと、し かもその原因が、今回の関係についても、原因をきっちり言って、処 理をしてくれないと、ただ単に会社がなくなって、それだったら会社 との関係だけだったら、個人が買うときにはなんにもなかったのか、 という事になってね、結局、下司田池やないけど、道路部分だけ町の 訴訟費用の関係にまわすような関係機関だけ負担をさせる、という事 と一緒ですな、これは。そういう事になるんと違います。そうすると その間の抑えなりなんなりで、寄附というのはどういう条件で受けた んだと、町は。決してそれは町の無駄な支出ではないのかどうか、と いう事なんです。本当に町はやむを得ないという事で、どこで判断す るんやと。

助役

これは昭和の40年代だったと思うんですが、造成された地域でご ざいます。そこで、その当時売買されたのは敷地と道路は別々に売買 されたと。道路は売買される方が残した、所有権を残した、こういう 状況でございます。その後、この道路部分についてのみ所有権者がど んどん、どんどん、変わっている、当初はAという方が役場へ来られ て、いろいろ言っておられました。次にBという方が昭和54年くら いだっと私記憶しているんですが、当時吉田町長だった時に来て、町 が買収せよという事で、大きな剣幕で来られました。その時において も、町が調査した結果、この道については位置指定の関係もございま したので、位置指定については町は寄附採納してほしいという事で、 大阪へ私と吉田町長が行った記憶があります。その所有者の方は、町 が買わないのはおかしいというような事で、その場は済んだ訳でござ いますが、その後、この地域については、下水道、上水道を布設して いかなければならない、そのためには所有者の同意が要るということ になってきたわけです。同意をもらいに行くには、やはり何らかの方 法を町としては考えなければならないという事から、自治会と十分相 談いたしまして、考えた結果の結論としては自治会が買収してほしい と。自治会も買収しましょうと、その代わり直ぐに町に寄附いたしま すので、町が受取ってくださいという事でございました。これだけ自 治会としては、多くのトラブルがあった所でございますから、自治会 としても速く処理をしたいという思いもございました。町に直ぐに寄 附しますからという事でございましたので、それだったら町が受けま しょうという事になった訳でございます。ただ、いわゆる権利の中に は、所有権の中には抵当権等が入っておった訳です。これが現実は抹 消すべきだったと思うんですが、その設定をされている方も会社も解 散されて、居ないという事もございましたので、なかなか出来なかっ たという状況でございます。ただ、その間においても、町に登記出来 ない場合には、この28番地の1が、また他の人に売買される可能性 も出てきたという事でございますので、町に登記をいたしました。今 現在、松田委員のご指摘のように、あちこちにこういう所がございま す。ただ、それについては、こういうトラブルがあった所もあったし、 現在、ない所もある訳でございますので、やはり、現在の都市計画法 に基づく造成についてはこんな事起こらない訳でございますが、旧住 造法についてはですね、あちこちでこんなケースが起こってきておる という事でございますので、やはりそれについては町がきちっとして おくべきものであろうと、やはり、住んでおられる方は道路は公道や という風な考えを持っておられますから、当然公道という事は、町道 との扱いという事で考えて、そういう事で町がきちっとした形で管理 していかなければならない、この様に思っておる訳でございまので、 いずれにいたしましても、この件につきましては、そういう形で権利 の抹消ということの訴えをするという事でございます。何とか理解を していただきたいと思う訳でございます。

松田委員 一面で分からない事はないんやけど、町自治会がまとめて、処理を という事になると、なぜ自治会が負担するということにならないんで すか。町がなぜ負担しなければならないという事になるんですか。

助役

町は当初から寄附しかだめだという事で進んでますから、この件以 外も他の面も含めて、そういう中で自治会がこれを買収されたという 事でございます。従ってそれを寄附された中での、やはり抵当権等の 設定については、当然、荷物を持ったままで町が受けてますから町が それを処置するという事で考えております。

松田委員

だから、町が受けたという時に、そもそも間違いがある訳でしょ。

助役

本来こうした状態では受けるべきじゃないんですが、今説明いたし ましたように、相当前からもトラブルが発生して、利用されている方々 が非常に困っておられる状態でございました。そういう中では町とし て、そういう方々の不安を解消するためには何らかの処置をしなけれ ばならない。町は買う訳にはいきませんから、そういう話の中で自治 会が買っていただいて、町に寄附されたという事でございますから、 町としてはそれに従わなければならない。従うほど、この場所につい てはスムーズに運んで行き、この場所はこれでトラブルの発生はない という判断をもって、受ける事にしたというこういう事でございます。

松田委員

僕はね、幾つかのケースがあるようには思うんですよ。幾つかのケ ースがあるように思うんですけども、町が今、登記抹消をして、しか もその裁判を起こして抹消しようとする、しかもその費用を町が持た なきゃならん、いう事についてね、その原因はどこにあったのかとい う事をいいたい訳よ、ほんまは。それはその時の寄附行為を受ける事 についての手続きに誤りがあったということではないのか、町が。果 たして無かったのかどうか、なぜそんな問題が起きたんやと。しかも その紛争がと言われるけども、地元で騒いだら、町へ穴を持ってくれ ば町が面倒を見てくれるんですか。それなら、それなりの扱い方があ ると思う。しかし、そうもいかないという事で、それなりの対応をし て、せめてその段階で言える事というのは、固定資産税だけなんとか なりませんか、その分だけ免除する事なりませんかとか、色んな事を 言ったり、全員が協同でなければ町は受けません。しかし、町はその 場合といえども、無償ですと。いう言い方をして来ている。しかも町 道としては、里道なんかある道については町道に認めないという答弁 を言うてきた訳ですよね。だからそういう関係で、その都度、その都 度、町言うて来て、今回は、町が町道と認めたんやさかい、そしてそ れが登記されて、悶着あるんやから町が訴訟を起こして、その費用は 町が持ちますよという関係については、ああそうですか、結構な事で す、誰でも言うわな。そういう風に扱ってくれるんかという事や、今 後も。そういう要因というものは町側には全く責任がなかったんかど うか。そこの反省がない限りにおいては、この問題について、やっぱ りお金が掛かる事ですから、少なくとも。きっちりするところはきっ ちりし、誤りであったところは誤りであったという関係から処理をし ていかないと、地元が言うからとか、僕が言うからとかという事で、

問題を処理してきたんでは、たまったものではないですわな。承知してくれないところがある。なんぼ言うていったって、町がしてくれん所なんぼでもある。僕は、この事そのものについて反対とか、どうとか言うよりも、もっと原因とか言うものを厳しく認識し、対応していくと言うことが必要だと言うことを言いたいんですよ。公の金であればあるほど、もっと慎重にならんないかん。取扱いについて。僕はそう思うんですよ。

助役

こうした旧住造法によって開発された所は、このような形が非常に多いと思う訳でございます。その当時、今でしたら、都市計画法、建築基準法によって町が寄附採納を受けて、その権利を、寄附採納はそれを町で抜いていくという事で、一応それの基準を持っておるわけでございますが、その当時はそういう事ではなかった訳でございます。まして、町が取るという事については、町道として取扱うということについては管理しなければならない、費用が多く要るというようなこともございましたし、その中では放っておいたという事が、今の事件によって反省しなければならないという事が起こっておる訳でございます。それによって、この件については、先ほども何回も説明していますように、自治会の働きが大きかったという事もございます。それについてはやはり、町が若干の費用をもっても、この抵当権等の解消をして、地域住民の方々に対する安心感を持たせたいと、このように思っておる訳でございます。

松田委員

僕はね、根本というのは町がうんと言わないさかいやけど、町がね、 寄付を受ける際の手続きについてね、やっぱり瑕疵があったと。だか らこういう問題は町負担だと。それを解消するためには今回やむを得 ないんだという事であれば、理解できるんです。ところがその事を言 おうとしない訳やな。あくまでも固執しようとしている訳や。瑕疵が あったと言わない訳ですよ。僕はそこに問題があるといいたい。なぜ それに拘るのか。認めるべきだと。その時にちゃんとしていればこん

な事起きないんや。それを今まで放っておくさかい、放っておいた訳 じゃないでしょうが、放っておいたわけじゃないでしょうけど、地元 に悶着起きて、どうにもこうにもならずに、それで最終的に町がやら んなんという事を決断するまでについては、その間、何とかと思って きたさかいにやと思うんや。そこでやっぱり、踏み出さざるを得ない ということになって、町がという風になったらね、町が瑕疵を認めた ということと、一緒ですやん。だから、登記手続についても、町、裁 判をやりましょう、抹消手続き取りましょう、ということになったん やと思うわ。当然今までの関係なんにもなかったと、ただ単に住民の 苦情あるから処理をするということではないと思うんや。僕はやで。 だから、あくまでもこの問題の処置について議会の承認を得て云々と いうことであるとするならば、町はそのための手続きについて、不十 分な面があったんだと、この寄附を受けるについて、という事をはっ きりさせなければ、当然に、手続きで訴え起こしますよだけでは、済 まんと思う。だから認めるべきで、なぜそれを認めないのか。という 事をいいたい訳や。それに尽きるんですよ。私の意味は。

助役

当初説明をしていますように、寄附を受ける段階においては、荷物を背負うて寄附を受けるべきではない。しかし、この28番地1の寄附についてはやむを得なかったということを我々考えている訳でございます。瑕疵については認めるということではなしに、やむを得なかったということで処置をしたということでございますが、更地にして町が寄附をもらうことは、これは原則なんです。これ以外ないんです、現実に。ですが、これについてはそういう事でやむを得なかったと。これからは、事情によってはこうしなければならない場合もございますが、出来るだけというよりも、白紙の状態で受けるということでやっていかなければならない。それによって、大きなトラブルが起こるということも有り得る可能性もございますが、それは十分話をしながら、対応すべきと考えております。

委員長

暫時休憩いたします。

(午前11時34分 休憩) (午前11時37分 再開)

委員長

再開いたします。

森河委員

開発に伴う大きな荷物ですわ。どこともね。現在、自治会が買って町へ寄附するということは、それで私はいいと思う。しかし、よくいうように、これは私道につき諸車通行止めとか、よその所貼ってあるようにね、ただ幅員があるのかないのか、町道に認定するにしても。現時点でみなで町道買ったという、色々な現在の規則の伴ってやってる中で、その幅員が町道が現在4メーター、それがあるのかないのか。ここまでの、自治会が私の土地はここまでやという事で、線引きして町にもってこられたものであるのか、その点どうかという事で、建設水道常任委員会では、所管よそのやけども、この問題は出なかった訳やな。何もなかったんですね。その点、そうしたら、町道に認定するのに幅員あるのかな。

助役

副員は十分あります。 4メーター以上あります。これにつきましては、先ほども説明していますように、旧住造法によって位置指定で造成された地域ですから、その時に道路部分を町に寄附採納するということであればよかったんです。こんな事起こらなかった。それが、その道路部分は開発業者が名義を残した。その開発業者も転々と売っていった訳です。そこで色々な方が買われますから、俺の敷地や、ここへ家建てるぞと、いう形になってくる訳です。そして、いろいろトラブル起こると、沿道住民としたらたまったものじゃない。そうしたら、どうしていこうかという事で、いろいろ考えました。それは町は、そういう土地をどんどん買収して、処置をしていけば、これはいいんで

す。こんな事、起こらない。その時には抵当権も抹消して、処置する ということにもなったと思います。ただ、町は買収は出来ませんので、 あくまでも寄附だと言っている訳で、寄附してくださいと業者に。業 者は買え、町は寄附だという事で平行線だった訳です。そうしたらど うしようかという、いろいろな自治会との協議の中で、自治会買いま すと、全員幾らか出して買いましょうと、そして自治会は28番地の 1を買ってくれた訳ですね。それを町に寄附された訳です。そこに、 今松田委員がご指摘の、こういう抵当権等の荷物を背負ってきた。こ れを解消は出来なかった、町として。しようと思ったら、時間掛かり ます。時間がかかればかかるほど、転売されることになる恐れがあり、 そういう事になったら困りますから、町は速く、町の名義にしたいと いう事で、町名義にしたと。こういう事ですから、そこで今もう解散 している会社が、解散しているから協議する相手がいないから、訴え るしかない。その会社はもうない訳です。ないと言うことは法的に訴 えるしかないという事でございますので、争いではなく訴えると、こ ういう事で訴えた時点においては、抹消されるだろうという事を考え ております。ですから、町が白紙の状態で町道としての権利が発生す るという事で、今現在は町の名義になって、抵当権入っている訳です ね。そういう事でございますから、そうでないようにきちっとすると いう事でございますので、この件につきましては、相当長い期間にお いてトラブルが発生した地域でございますから、何とか町としては住 民の不安を解消したいという事で、やったものでございますので、ひ とつご理解願いたいと思います。

松田委員

今この問題にしているのは、どうも地図で見るとね、28の1という部分だけですか。(「はい。」との助役の声。)これはどこからどこまで、28の1になるんですか。建設に出されたという地図を見ていっても分からんのですね、三方になってしもうているしね、幅員を広めたことによって、こうなっているのも分かるし、28の1、ここからここまでを登記抹消というのかどうか、分からんけど、三方ずっ

とあるし、分からんのじゃ、この関係だけではね。どうなってんのか 一体。

委員長

休憩いたします。

(午前11時43分 休憩) (午前11時58分 再開)

委員長

再開いたします。

他に質疑、意見ございませんか。

(なし)

委員長

他にないようですので、9月議会には決算審査特別委員会が設置されますので、総務常任委員会から3名の委員の出席をお願いすることとなりますが、選任について前もって副委員長の方で確認していただいておりますように、森河委員、坂口委員、嶋田委員にはよろしくお願いしておきたいと思います。

次に、先進地視察研修についてですが、総務常任委員会として本年も 閉会中の所管事務調査として例年のとおり先進地等の視察研修を実施 していきたいと考えています。時期、視察先方面また内容等について委 員さんの方から意見があればお聞きかせいただきたいと思います。

(正副委員長一任の声)

委員長

正副委員長一任ということで、お声をいただいておりますが、一任 ということでよろしいか。

委員長

ありがとうございます。時期、内容等につきまして正副委員長の方で 相談調整させていただき、委員の皆さまには改めて報告させていただ きたいと思いますのでよろしくお願いをいたします。

その他についてはこれをもって終ります。

委員長

以上をもちまして本日の審査案件については全て終了いたしました。 なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任い ただきたいがご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

ありがとうございます。それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

(町長挨拶)

委員長

これをもって、総務常任委員会を閉会いたします。本日はご苦労様でした。

(午後12時01分 閉会)